

## 第四十二号

徳島県介護保険財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 基金は、平成二十四年度に限り、第七条の規定にかかわらず、介護保険法附則第十条第一項に規定するところにより処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、徳島県介護保険財政安定化基金について、平成二十四年度に限り、保険料率の増加の抑制を図るために処分することができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。